

平成 29 年度の活動方針

公益財団法人 滋賀県生活衛生営業指導センター

県内生衛業の総合調整機能（ハブ機能）を強化しながら、滋賀県生活衛生課の指導に基づき、公益財団法人として効率的に次の事項に関する事業を行い、生衛業の経営の健全化と振興を通じて、衛生水準の維持向上と消費者・利用者の利益擁護を図る。

なお、全国生活衛生営業指導センターが主催する「衛生水準の確保向上事業」ならびに「最低賃金・社会保険適用事業」に参画し、この事業の推進を図る。

- (1) 相談指導体制の充実と生衛貸付制度の効果的な活用
- (2) 生衛業に関する専門的な指導相談
- (3) 規模の異なる同種の業種間で発生する利害紛争の調整
- (4) 生衛業に関する情報の収集、分析、発信
- (5) 出前インターンシップ実施等による生衛業の後継者の育成
- (6) 消費者の苦情処理の体制整備
- (7) 全国指導センターと共催の「生衛業経営セミナー」の実施（別添資料）
- (8) その他、生衛業の連携促進、生衛業の振興、経営相談員の活用、災害時支援の整備、理容・美容・クリーニングの「Sマーク」の登録、クリーニング師研修講習の推進、各種調査、広報等